

三好市まちづくり基本条例
逐条解説

三好市企画調整課

目次

前文

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 市民（第5条—第7条）

第3章 市議会及び議員（第8条—第10条）

第4章 市長及び職員（第11条—第12条）

第5章 市民参加及び協働によるまちづくり（第13条—第21条）

第6章 行政運営の基本原則（第22条—第29条）

第7章 条例の検証と改正（第30条）

附則

わたしたちのまち三好市は、平成18年3月三野町・井川町・池田町・山城町・西祖谷山村・東祖谷山村が合併し誕生しました。三好市は、吉野川を懐に抱き、四国山地、阿讃山脈に囲まれ、四国一広大な面積を有し、四国の中央に位置しています。また、^{いにしえ}古から交通の要衝であり、県西部の社会、経済、文化、観光の中心として発展してきました。

わたしたちのまちには、西日本第二の高峰剣山、祖谷溪、大歩危峡、黒沢湿原、腕山、龍頭・金剛の滝など豊かな自然、平家落人伝説、落合集落、祖谷のかずら橋、うだつの町並みなど先人から受け継いだ歴史的文化遺産や美しい景観があります。

わたしたちは、これらを誇りとして、未来を担う子どもたちへと引継ぎ「ここに住んでよかった」、訪れた人が「また来たい」、「ここに住みたい」と思える「自然が生き活き・人が輝く交流のまち」の実現を目指します。

ここにわたしたちは「市民主役のまちづくり」を目指して、市民・議会・市長等が、それぞれの役割と責務を認識し、一人ひとりが互いに力を合わせ、自らの創意工夫により住みよい活力のあるまちづくりを進めるために、この条例を制定します。

【趣旨】

前文は条例制定の趣旨や基本的な考え方を示すものです。ここでは、豊かな自然や歴史的遺産・文化・伝統や美しい景観を保持し、次代に継承していくべきこと、市民が主役のまちづくりを目指して、みんなが力を合わせて安全で安心して暮らせるまちづくりを進めていく決意を述べています。

【解説】

三好市には様々な自然、歴史的文化遺産がありますが、ここでは代表的なものを例示しました。「自然が生き活き・人が輝く交流のまち」は、平成20年3月に策定された最初の総合計画にうたわれたまちづくりの理念を援用しました（総合計画では「自然が生き活き・人が輝く交流の郷」）。

「市民主役のまちづくり」とは、市民の意思と責任によって自らが市政に参加し、自分たちのまちは自分たちがつくる“市民がまちづくりの主人公”ということです。ここでは、まちづくりの主人公として市民一人ひとりが尊重されるとともに、お互いに助け合い、協働してまちづくりを進めていこうという決意を込めています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、三好市におけるまちづくりの基本理念と市政運営の基本原則を明らかにするとともに、市民、議会、市長等の役割と責務を定め、市民主役のまちづくりの推進を図ることを目的とする。

【趣旨】

三好市まちづくり基本条例の目的について定めています。この条例の目的は、地方分権時代にふさわしい自治体のあり方を定めた条例であることを定めています。

【解説】

地方分権にともなって自治体の権限が拡大し、三好市として独自の判断や裁量によって行政を行える範囲が広がっています。地方分権とは、国や県と対等の立場で行政を運営していくことです。そのために、まちづくりの基本理念と市政運営の基本原則を明らかにし、これからの三好市がどのような自治体を目指すのか、自治を推進していくのかを明らかにしています。

また、自治体の機構や運営については憲法や地方自治法に定められているものであっても、あらためて市民、市議会、議員、市長、職員等の役割と責務を確認し、自治の基本として明らかにすることがこの条例の目的です。

(最高規範)

第2条 この条例は、市が定める最高規範であり、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。

【趣旨】

この条例はまちづくりの基本理念や市政運営の基本原則を定めるものですから、条例のなかでももっとも基本となる条例であることを定めています。

【解説】

本来条例には、上位、下位の区別はありませんが、まちづくり基本条例は市の基本となる条例で「最高規範」（他の条例は最大限この条例を尊重しなければならない）と位置づけています。

よって、他の条例・規則等の制定改廃に当たって、この条例を最大限尊重することはもちろんのこと、この条例の理念や原則が反映されていない場合には、他の条例等の改正を行わなければなりません。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内で居住する者、働く者、学ぶ者及び活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (2) まちづくり 市民が安全で安心して暮らせる生活環境を守るとともに、よりいっそう住みよいまちとしていくための活動をいう。

【趣旨】

条例を正しく理解し運用していくために、特に重要な用語について、その意味を明確にしました。

【解説】

(1) 「市民」には、在住・在学・在勤の個人と、三好市で事業を行う事業所、民法上のさまざまな法人、NPO（特定非営利活動法人）やボランティア団体等の市民活動組織なども含まれます。市民を幅広く定義することによって、みんなで協力してまちづくりに取り組んでいこうという考え方を示しています。

地方自治法には「住民」についての規定があり（第10条～13条の2）、「市町村の区域内に住所を有する者」を「住民」と定めています。この場合の住民には法人も含まれ、また国籍も問わないと解されています。ただし、住民としての様々な権利については要件が定められており、法人や外国人は制限されています。

この条例では市民を幅広くとらえて定義していますが、選挙権や直接請求権など住民としての権利は法律の定めに従うものです。

(2) この条例でいう「まちづくり」とは、道路建設や施設建築のような物づくりではなく、市政への参加や地域活性化を促す活動などをいい、市民の主体的な幅広い活動を含みます。

(まちづくりの基本理念)

第4条 市民及び市は、次に掲げることを基本理念としてまちづくりに取り組むものとする。

- (1) まちづくりは市民が主役であり、市民参加のもとで進めること。
- (2) 市民及び市は、それぞれの役割と責務を認識し、協働してまちづくりを行うこと。
- (3) 市民の地域における自主的なまちづくり及び市民同士の助け合いを大切にすること。

【趣旨】

まちづくりの基本理念として、「市民参加」「協働」「共助（助け合い）」という3つの柱を定めています。

【解説】

ここでの「市」とは行政機関を意味しており、市長部局だけでなく教育委員会、農

業委員会、監査委員会などの行政委員会や議会も含みます。

(1)「市民参加」とは市の政策形成過程や意思決定過程に市民が参加することを意味します。

(2)「協働」とは市民と市が協力・連携してまちづくりに取り組むことです。

(3)「地域における自主的なまちづくり」とは、身近な生活圏域や自治会などの地域組織を基盤とした活動を意味しています。「市民同士の助け合い」とは、近隣住民の助け合いだけでなく、地域で活動する事業者やボランティア団体、三好市への通勤者・通学者等との助け合いなど、多種多様な「協働」「共助」の関係を意味しています。

第2章 市民

(市民の権利)

第5条 市民は、次に掲げる権利を有する。

- (1) 安全で安心して生活できる権利
- (2) 行政サービスを等しく受ける権利
- (3) まちづくりに参加する権利
- (4) 市政に関する情報を知る権利

【趣旨】

市民主役のまちづくりの実現のために、特に重要で、必要な市民の権利を列挙しています。

【解説】

(1)「安全で安心して生活できる権利」は、安全な環境で、安心して生活する権利は市民のもっとも基本的な権利であるとしています。

(2)「行政サービスを等しく受ける権利」とは、市内のどこに住んでいても行政サービスは等しく提供されるべきであるということの意味し、すべての市民がすべてのサービスを等しく受けられるという意味ではありません。(行政サービス受益(給)者は、その内容ごとに法律や条例で定められています。)

(3)「まちづくりに参加する権利」とは、市の政策や地域づくり活動に参加する権利のことです。また市の政策や活動への参加だけでなく、市民は自由にまちづくり活動を行い、まちづくりについての意見を表明する主体的権利があります。

(4)市政とは市の活動全般のことを意味します。「市政に関する情報を知る権利」は、市の活動全般に適用されるものです。知る権利は市民主役のまちづくりのためにもっとも重要な権利です。市民参加のためには市政に関する情報がなくてはなりません。その意味では「知る権利」は市民の権利の中でも、最も重要な権利だといえます。

(市民の役割及び責務)

第6条 市民は、まちづくりは市民が主役であることを自覚し、自らが活動できる範囲

でまちづくりに参加し、又は協力するよう努めるものとする。

- 2 市民は、まちづくりに参加するに当たって、自らの発言と行動に責任を持つものとする。
- 3 市民は、まちづくりに参加しないことを理由として、差別的な扱いや不利益を受けない。

【趣旨】

前条（第5条）で、市民の権利を示したので、ここでは、まちづくりにおいて、市民が果たすべき役割や責務について定めています。

【解説】

第1項は、まちづくりへの参加は市民の権利であると同時に、他人任せにするのではなく自ら積極的に参加するように努力すべきだ（努力義務）という考え方を示しています。

第2項は、まちづくりに参加する場合には、他の市民の意見や行動を尊重し、自らの発言や行動において責任を持つ必要がある事を定めました。

第3項は、第1項でまちづくりへの参加の努力義務を定めていますが、何らかの理由で参加できない場合もあり、すべての市民に参加を強制することはできません。そこで第3項では、参加できないことを理由に、市や他の市民から差別的な扱いを受けたり、不利益をこうむることがあってはならないことを定めています。

（事業者の役割及び責務）

第7条 事業者（市内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。）は、地域社会の一員として社会的責任を認識し、まちづくりに寄与するよう努めるものとする。

【趣旨】

事業者は、「市民」の中に含まれていますが、まちづくりにおいて役割や責務は大きいことから、事業者の役割と責務を定めました。

【解説】

ここでいう事業者とは営利活動を営む事業者だけでなく、公益企業、非営利活動団体、国や県の関係機関なども含みます。「まちづくりへの寄与」とは、事業者自体の活動のほか、従業員等がまちづくりに参加しやすい環境整備に努めることなども含みます。

第3章 議会及び議員

（議会の責務）

第8条 議会は、市の意思決定機関として、常に市民全体の利益のために活動しなければならない。

- 2 議会は、市政運営が公平、公正かつ効率的に行われるよう、監視、牽制及び政策提

言等の権能を行使しなければならない。

【趣旨】

市議会は憲法（第 93 条）及び地方自治法（第 89 条）において設置が定められていますが、ここではあらためて三好市の自治を担う重要な機関としての市議会の責務について明記しています。

【解説】

議会は地方自治法（第 96 条）によって、条例の改廃、予算、決算、徴税についての決定など、行政のチェックや重要な意思決定などを行う権限が定められています。また法律に定める事項のほか、条例で議会の議決すべきものを定めることができることが規定されています（第 96 条第 2 項）。

このように議会の役割は非常に大きいことから、第 1 項であらためて市の意思決定機関であり市民全体の利益のために活動する責務があることを明記しています。

第 2 項では、議会は市長等の行政機関が公平、公正かつ効率的に運営されているかの監視、牽制に止まらず、市民の立場に立って積極的な政策提案を行うべきであるということを定めています。

（議会の情報公開）

第 9 条 議会の会議は、原則として公開しなければならない。

2 議会は、開かれた議会とするため、市民に議会活動及び議会の保有する情報を公開しなければならない。

【趣旨】

議会の会議の公開と情報公開について定めています。

【解説】

市民に開かれた議会とするために、会議の公開や議会に関する情報の公開について定めています。

三好市議会は、ケーブルテレビで本会議だけでなく常任委員会・特別委員会等の会議を中継するなど、会議の公開が進んでいます。このような開かれた議会運営を今後も継続し、議会活動や情報の公開に努める必要性を定めています。

（議員の責務）

第 10 条 議員は、公正かつ誠実に市民の意見を市政に反映させるよう活動しなければならない。

2 議員は、議会活動に関する情報等について説明責任を果たさなければならない。

3 議員は、市政の課題に関する調査及び政策提言等を積極的に行うため、常に研鑽に励み見識を高めるよう努めなければならない。

【趣旨】

第 8 条では議会という組織の責務を定め、本条では議会議員の責務について定めています。

【解説】

日本の地方自治制度は首長（市長）と議会の「二元代表制」になっており、市民の意思を代表する市議会議員の役割は重要です。ここでは、第8条で定めた議会の責務を果たすために、市議会議員に求められる責務を定めています。

第1項は、議員は個別利益に偏ることなく、公正かつ誠実に活動し、市民の意見を反映させることを定めています。

第2項は、開かれた議会とするために、議員活動を通じて積極的に市民に情報を開示し、説明する責務があることを定めています。

第3項は、議会が政策提言等の機能を十分に発揮するために、議員一人ひとりが常に研鑽に励み見識を高める努力をすべきことを定めています。

第4章 市長及び職員

（市長の責務）

第11条 市長は、この条例の理念を実現するため、公正、誠実に職務を遂行しなければならない。

2 市長は、常に市民の声を聴くとともに、三好市の現状を把握し、将来を見据えたまちづくりの推進に努めなければならない。

3 市長は、まちづくりのビジョンや基本方針を示し、市民に市政の現状をわかりやすく説明しなければならない。

4 市長は、基本理念に基づいたまちづくりを推進するため、三好市職員（以下「職員」という。）の人材育成に努めなければならない。

【趣旨】

市長が市政を運営するに際して果たすべき責務について定めています。

【解説】

第1項は、自治体の代表者である市長には大きな権限が与えられているため、市長には公正、誠実に職務を遂行する責任が強く求められることを定めています。

第2項および第3項は、市長は社会環境の変化を見据えて、大所高所から市政の舵取りをするとともに、その目標や方針を市民にわかりやすく説明する責任があることを定めています。

第4項は、行政の具体的な事務を担っているのは市の職員ですから、市長には職員の能力開発や適材適所の人事を行い、市役所全体の機能や能力の向上を図っていく責務があることを定めています。

（職員の責務）

第12条 職員は、市民全体の奉仕者であることを深く認識し、市民本位の立場に立って職務を遂行しなければならない。

2 職員は、職務を適切に遂行するため、自ら研鑽し、能力の向上に努めなければなら

ない。

3 職員は、自らが地域社会の一員であることを自覚し、自主的に地域のまちづくりへの参加に努めるものとする。

【趣旨】

市長の指揮命令のもとで市政運営にあたる市の職員について、公務員としての心構えや責務を定めています。

【解説】

地方公務員法（第30条）には「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と定められています。第1項ではこのことをふまえ、あらためて市民全体の奉仕者であることを定めています。

第2項では、市民の期待に応じて適切・的確に職責を果たせるように、自ら研鑽に励むことを定めています。

第3項では、市職員も職員である前に市民・住民であるため、積極的に地域のまちづくりへの参加に努めることを定めています。

第5章 市民参加及び協働によるまちづくり

（市民参加）

第13条 市は、第5条第3号に定める市民のまちづくりへの参加の権利を保障するため、多様な参加の手段を講じなければならない。

【趣旨】

この条文は、まちづくりへの参加の権利を保障するために、市に具体的な施策の実施を義務づける規定です。

【解説】

多様な参加の手段とは第14条以降に定める施策等を示しており、市はこのような実効性のある施策等を推進し、市民参加の環境整備を計らなければならないことを定めています。

（協働）

第14条 市は、基本理念に基づいて、協働を推進するための施策を講じなければならない。

【趣旨】

第4条（まちづくりの基本理念）に基づいた協働の推進について、市の責務を定めています。

【解説】

「協働」とは、市民と市が協力・連携してまちづくりに取り組むことです。「市民主役のまちづくり」の具体的な施策として、市民と市による協働事業の実施や市民団体

の育成など、協働を推進するために具体的な施策を講じることを定めています。

(審議会等)

第15条 市が審議会等を設置する場合は、原則として公募によって選任された委員を加えなければならない。

2 市が設置した審議会等の会議は、原則として公開しなければならない。

3 市が設置した審議会等の開催に当たっては、開催日時等について市民が参加しやすいよう配慮しなければならない。

【趣旨】

政策決定過程への市民参加の方法の一つとして、審議会や委員会などへの市民参加があります。ここでは開かれた審議会等のあり方について定めています。

【解説】

審議会等とは、法律や条例で設置が定められている審議会、施策に応じて設置される協議会や委員会、検討会、市民会議などのことです。

第1項では、審議会等が市民参加の機会となるように、市民委員には公募により選任された者を加えることを原則としていますが、委員の構成が偏らないように配慮することも求められます。この規定は、できるだけ多様な市民が審議会等の委員として参加できるようにするために委員の公募を行うことを定めたものです。

第2項では、審議会等の会議は原則として公開すべきことを定めています、ただし、審議会等の性質上、個人に係る問題などを審議する場合は公開できないこともあります。審議会等の公開・非公開の決定は当該の審議会等に委ねられていますが、この条例にもとづいてあくまでも公開を原則としなければなりません。

第3項は、できるだけ多様な市民が参加できるように、審議会等の開催時間等を配慮することを定めています。「市民が参加しやすい」とは、審議会等の委員となった市民が参加しやすいという意味とともに、一般市民が会議を傍聴しやすいように配慮するという趣旨を含んでいます。

(情報の共有と公開)

第16条 市は、市民が主役のまちづくりを推進するため、市民と市政に関する情報の共有に努めなければならない。

2 市は、市政に関する情報を原則として公開しなければならない。

3 前項の規定による情報の公開に関し必要な事項は、別に条例で定める。

【趣旨】

市民参加と協働には情報の共有が大切であるため、第5条第4項に定める「市政に関する情報を知る権利」を具体化するための情報の共有と公開について定めています。

【解説】

第1項では、情報の共有について定めています。情報共有とは、手続きを踏まなくとも行政が積極的に情報を開示し、市民が情報にアクセスしやすいようにすることで

す。

第2項では、情報の公開について定めています。情報公開は市民の知る権利を保障するための規定です。この場合の情報とは、職員が公的に作成あるいは収集した文書や図画、写真、電磁記録などを意味します。情報公開の対象、公開の手続きなどは、別に条例で定めることとなります。

※ 三好市ではすでに情報公開条例が制定されています。この条例の対象となる市の機関（実施機関）は「市長、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、公平委員会及び議会」と定められています。また公開対象となる「公文書」については「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録であって、決裁、供覧等の手続きが終了し、当該実施機関において管理しているもの」と定められています。市民は所定の手続きによって、これらの情報の開示を求めることができます。

（まちづくりの担い手育成）

第17条 市民及び市は、郷土を大切に作る心を育み、まちづくりの担い手の育成に努めなければならない。

2 市は、あらゆる世代がまちづくりに参加できる環境の整備に努めなければならない。

【趣旨】

高齢化や人口減少によって、まちづくりの担い手が減っていくことが予想されます。そのため、まちづくりの担い手育成に積極的に取り組む必要があることを定めています。

【解説】

まちづくりの担い手とは、主に、地域の自主的なまちづくりに参加しコミュニティを支える役割を担う人を意味しています。まちづくりの担い手を育成するためには、子供のときから地域や学校教育などをおして郷土のことを知り、郷土の自然や文化を大切に作る心を育てていくことが大切です。第1項では、このような郷土を大切に作る心を、市民と市が共に育てていくことを定めています。

第2項は、まちづくりの担い手が高齢化しつつあるという現状に鑑み、市の施策として、子供から青年、壮年、老年層まで年齢・経験に関係なく「あらゆる世代」の市民がまちづくりに参加しやすい環境整備に努めることを定めています。

まちづくりに参加しやすい環境の整備とは、例えば事業所に対して青年・壮年層の従業員の参加を促す仕組みづくりや、学校での児童・生徒のボランティア活動やまちづくりの体験活動の実施などが考えられます。

（地域のまちづくり）

第18条 市民は、地域の一員として共に助け合い、地域における自主的なまちづくりに参加し、又は協力するよう努めるものとする。

2 地域の自主的なまちづくりに取り組む団体は、自主的、自立的な運営に努めるもの

とする。

- 3 市は、地域の自主的なまちづくりを促進するために適切な措置を講ずるとともに、必要に応じて地域自治組織や市民活動団体に対する支援に努めるものとする。

【趣旨】

自治会活動など、地域のまちづくりの推進や支援について定めています。

【解説】

第1項では、市民は市政に対する参加・協働だけでなく、自治会活動など地域の活動やまちづくりに参加、協力するよう努めることとしています。

第2項では、地域のまちづくり活動に取り組む団体は自主的、自立的な運営に努めなければならないと同時に、行政はその自主的、自立的な運営を尊重しなければならないことを定めています。

しかし地域のまちづくりには自治会などの地域自治組織や市民活動団体の役割が大きいことから、第3項ではこれらの活動を促進するために、市は必要な施策を講じるよう努めることとしています。

(人口減少地域等への支援)

- 第19条 市は、人口の減少や高齢化等により、市民同士の助け合いや地域の自主的なまちづくりが困難な地区について、総合的な生活支援を講ずるものとする。

【趣旨】

三好市の地域特性として、過疎化や山間地域の人口減少などの問題があります。こうした地域に対する支援について定めています。

【解説】

高齢化や人口減少によって、まちづくりの担い手の減少や地域自治組織が弱体化して、地域における自主的なまちづくりが特に困難な地域に対して、市は積極的に生活支援を講じていくことを定めています。

(災害に強いまちづくり)

- 第20条 市は、災害に強いまちづくりを推進するとともに、災害予防、災害時の応急対策、関係機関との協力体制及び災害復旧に関する計画を策定する等、総合的な危機管理体制の整備に努めなければならない。

2 市民は、災害の発生時に自らを守るとともに、近隣住民と相互に協力して対応しなければならない。

3 市は、災害に強いまちづくりのため、市民の災害に対する意識を醸成するとともに、市民及び事業者の自主防災組織に対する支援及びその拡充に努めるものとする。

【趣旨】

災害に強いまちづくりのために市の危機管理体制の整備と、市民と事業者が果たすべき役割、災害時の「自助」、「共助」、「公助」の考え方を明記しました。

【解説】

第1項で、市は災害予防、応急対応、復旧の各段階についておいて計画の策定や関

係機関等との連携・協力体制等総合的な危機管理体制を整備するよう明文化しました。

第2項は、災害発生時は、まず、自分を守ることを優先し、次に近隣住民と協力して対応するという市民の「自助」「共助」について定めています。

第3項では、災害に強いまちづくりを構築するために市は、災害時の心構えや行動等を啓発し、市民の意識を醸成するとともに、防災及び災害時には、市民や事業者で組織する自主防災組織の役割が大きいことから、これらの支援や拡充に努めるよう定めています。

※ 「自助」とは、他の力によらず、自分の力で事を成し遂げること。「共助」とは、互いに助け合うこと。「公助」とは、公的機関が援助すること。

(自然環境に配慮したまちづくり)

第21条 市民は、自然環境の保全に努め、良好な生活環境の維持に努めなければならない。

2 事業者は、主体的に自然環境の保全に努めなければならない。

【趣旨】

三好市は豊かな自然に恵まれ、それに伴う歴史や文化が培われてきました。市民と事業者の自然環境の保全規定を設けることとしました。

【解説】

この条例の前文において豊かな自然や歴史的遺産・文化・伝統や美しい景観を保持し、次代に継承していくべきであると謳っており、それに沿って、市民と事業者は、この自然環境を将来にわたって大切にしていかなければならないことを明文化しました。

多くの市民の意見に基づいて、この規定を設けることとしました。

第6章 行政運営の基本原則

(行政の組織及び運営)

第22条 行政の組織は市民にわかりやすく、機能的なものでなければならない。

2 市は、市域が広く山間地が多いという三好市の特性を踏まえ、行政運営を行うものとする。

【趣旨】

行政の組織と運営の基本的なあり方について定めています。

【解説】

合併によって行政組織が大きく変わりました。そのため市民からは行政と市民の距離が物理的だけでなく接遇の面でも遠くなったという意見があります。三好市は市域が広く山間地が多いという地理的な特性があります。こうした実態をふまえて、市役所組織のあり方や山間地に配慮したより身近な行政運営に努めることを定めています。

(国、県との関係)

第23条 市は、国及び徳島県と対等の立場にあることを踏まえ、自らの判断と責任において、施策を決定するものとする。

【趣旨】

地方分権の流れをふまえて、市は国や県と対等であり、自主的、自立的に政策を決定し、行政を運営する趣旨を定めたものです。

【解説】

「地方分権推進法」(平成7年)や「地方分権一括法」(平成11年)によって、国、県、市はそれぞれの役割に応じて対等の関係で行政を行うことが明文化されました。国が一律の基準を設けて自治体はそれに従って事務を行うという形から、自治体それぞれが独自の施策を決定し、推進することができるようになってきました。

こうした地方分権の流れをふまえて、「自分たちのことは自分たちで決める」という自治の原点に立って、市は自らの判断と責任において政策を決定すべきであるという考え方を定めています。

※ 地方分権一括法(地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律)は、地方分権の観点から地方公共団体の事務に関する法律の改正部分をまとめて一本の法律としたもの。

(財政)

第24条 市は、財源を効率的かつ効果的に活用して市民サービスの向上に努めるとともに、健全な財政運営に努めなければならない。

2 市は、資本金の2分の1以上を市が出資する法人に対し、その財政状況を市民にわかりやすく公表し、健全な財政運営と経営の透明化を図るよう、指導及び助言を行うものとする。

【趣旨】

財政運営についての市の姿勢、基本的な考え方を定めています。

【解説】

行政は税金や使用料、手数料など市民の負担によって運営されていることから、第1項では、財政を効率的かつ効果的に活用して市民サービスの向上に努めることを定めています。

第2項は、市の財政だけでなく、外郭団体の財政についても透明化を図ることを定めています。市が資本金を2分の1以上出資する外郭団体に対して、自治法に基づく議会への報告などとは別に、市民に直接財政状況の公開などを指導することを明確にしました。

(市民の意見等の聴取及び応答責任)

第25条 市は、常に市民の意見、要望、提案及び苦情等(以下「意見等」という。)

の聴取に努めなければならない。

2 市は、市民の意見等に対して、速やかに応答しなければならない。

【趣旨】

市は常に市民の意見に耳を傾けるとともに、苦情や意見については迅速に応える「応答責任」があることを定めています。

【解説】

市民主役のまちづくりのためには、市民の声に耳を傾け、意見や苦情にしっかりと応えるような市役所でなければなりません。そのために市は、相談窓口や公聴機能の充実に努めなければなりません。

(施策等の説明)

第26条 市は、施策や事業の企画、実施及び評価のそれぞれの過程において、その内容及び効果等を市民に分かりやすく説明しなければならない。

【趣旨】

市の「説明責任」について定めたものです。説明責任とは、情報の共有や情報公開とは別に、市は施策について積極的に市民に説明する責任があるという意味です。

【解説】

説明責任は情報を知る権利を保障すると共に、まちづくりに参加する上での前提となるものです。行政運営のあらゆる過程において、基本的な考え方として位置づけています。

(重要な施策等の策定)

第27条 市は、重要な施策等の策定等に当たり、事前にその案を公表し、市民の意見を募り、当該意見に対する説明責任を果たさなければならない。

【趣旨】

重要な施策等の策定の過程で、市民から広く意見を募集することを「パブリックコメント」といいます。ここではパブリックコメントについて定めています。

【解説】

第26条の説明責任に加えて、特に重要な施策については市民から意見を募集し、その採否や理由をきちんと説明しなければなりません。こうしたパブリックコメントは市民参加の重要な手段の一つです。

(行政評価)

第28条 市は、効率的かつ効果的で透明性の高い行政運営を行うため、客観的な行政評価を行い、その結果を市民に公表しなければならない。

2 前項の行政評価を行うに当たっては、市民の視点で評価を行う外部評価の方法を用いるよう努めるものとする。

【趣旨】

行政運営の評価を実施することや、その評価方法について定めています。

【解説】

評価にはいろいろな方法がありますが、ここでいう行政評価とは行政活動の評価という意味で、特定の手法を意味しているものではありません。

三好市ではすでに公募市民による事業評価の試みを開始しており、第2項で、市民参加による評価の考え方を入れることとしました。

(住民投票)

第29条 市は、市政において特に重要な事項について広く市民の意見を問う必要があるときは、住民投票を実施することができる。

2 市は、住民投票を実施しようとするときは、対象事案に応じた条例を別に定めるものとする。

3 市は、住民投票を実施しようとするときは、投票権者や投票の方法等について、市民の意見が適切に反映されるよう考慮しなければならない。

4 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

【趣旨】

政策決定に住民の意思を直接反映させる手段としての住民投票について定めています。この条例では、事案ごとに住民投票条例を制定することとしました。

【解説】

住民投票には、市政にとっての重要課題が発生したときに、事案に応じて住民投票条例を制定して実施する方法と、そのような課題がなくても一定の要件（一定数の署名など）が整えば自動的に住民投票が実施されるようにしておく方法があります。

住民投票を行わざるを得ないような市政の重要事項を想定することは困難であり、また事案によっては投票の有権者を一般成人の有権者以外にも広げることが考えられます。そこで、この条例では事案ごとに住民の意思が適切に反映されるような仕組みを設けて実施することとしました。

第1項は、住民投票を実施することができるという、一般的な規定です。第2項は、住民投票を実施する場合はその都度、事案に応じた方法で実施することを定めています。

住民投票を実施しようとする場合は、その都度、住民投票条例を制定しなければなりません。住民投票条例制定の発議は、市長（地方自治法第14条）と議会（地方自治法第112条）が行うことができます。市民は地方自治法（第74条）の規定に基づいて、有権者の50分の1以上の署名によって市長に対して条例制定の直接請求をすることができます。住民投票は、この条例が議会で議決されてから実施することになります。

第3項は、住民投票を実施する場合には、市民の意見が適切に反映できるように投票の方法等を工夫しなければならないことを定めています。

第4項は、もし住民投票を実施した場合は、その結果を尊重しなければならないことを定めています。

第7章 条例の検証と改正

(条例の検証と改正)

第30条 市長は、三好市を取り巻く社会環境の変化に応じてこの条例の施行状況を検証し、必要があると認めるときは、この条例の改正その他適切な措置を講じなければならない。

2 市長は、前項の規定による検証、条例の改正等の措置を講ずるに当たっては、広く市民の意見を聴取しなければならない。

【趣旨】

三好市まちづくり基本条例の検証と改正について定めています。

【解説】

まちづくり基本条例を実効性のある条例とするためには、常にこの条例の理念や原則が市の施策に反映されているかどうかを検証する必要があり、この基本条例そのものの改正が必要な時期が訪れた際には、広く市民の意見を聴かなければ改正ができない、「誰が為政者となっても狂わないルール」であることを定めています。

附 則

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

三好市議会3月定例会での議決後、半年間の周知期間を設けるため、施行を10月1日としました。